

日病薬発第20-474号  
平成20年6月12日

都道府県病院薬剤師会会長 殿

社団法人 日本病院薬剤師会  
会 長 堀 内 龍 也

専門薬剤師・認定薬剤師の認定制度に係る日本病院薬剤師会が認定する  
各専門領域の講習会の取り扱いについて

平素より社団法人日本病院薬剤師会の運営にご高配を賜り御礼申し上げます。  
さて、当会が実施する専門薬剤師・認定薬剤師の認定申請資格では、「日本病院薬剤師会が認定する各専門領域の講習会、及び別に定める学会が主催する専門領域の講習会などを所定の単位以上履修していること。」とされ、認定申請資格の別添において、「日本病院薬剤師会が認定する各領域の講習会とは日本病院薬剤師会及び各都道府県病院薬剤師会が実施する講習会」と明記されました。  
これに伴い、各都道府県病院薬剤師会が実施する講習会等については、下記の全ての要件を満たす講習会等を、「日本病院薬剤師会が認定する講習会」として取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 都道府県病院薬剤師会の主（共）催であること。
2. 薬剤師認定制度認証機構が認証した機関が認定する講習会等であること。
3. 開催時間が90分以上であること。  
(特定の製品紹介等に要する時間を除く。)
4. 参加費を徴収していること。
5. 確認試験を実施するなど、受講の成果を確認していること。
6. 開催計画（プログラム等）を事前に日病薬事務局に提出していること。

なお、認定対象となる講習会として認定するかどうかの判断は、各専門薬剤師部門認定審査委員会で行い、その結果を各都道府県病院薬剤師会に通知する。